

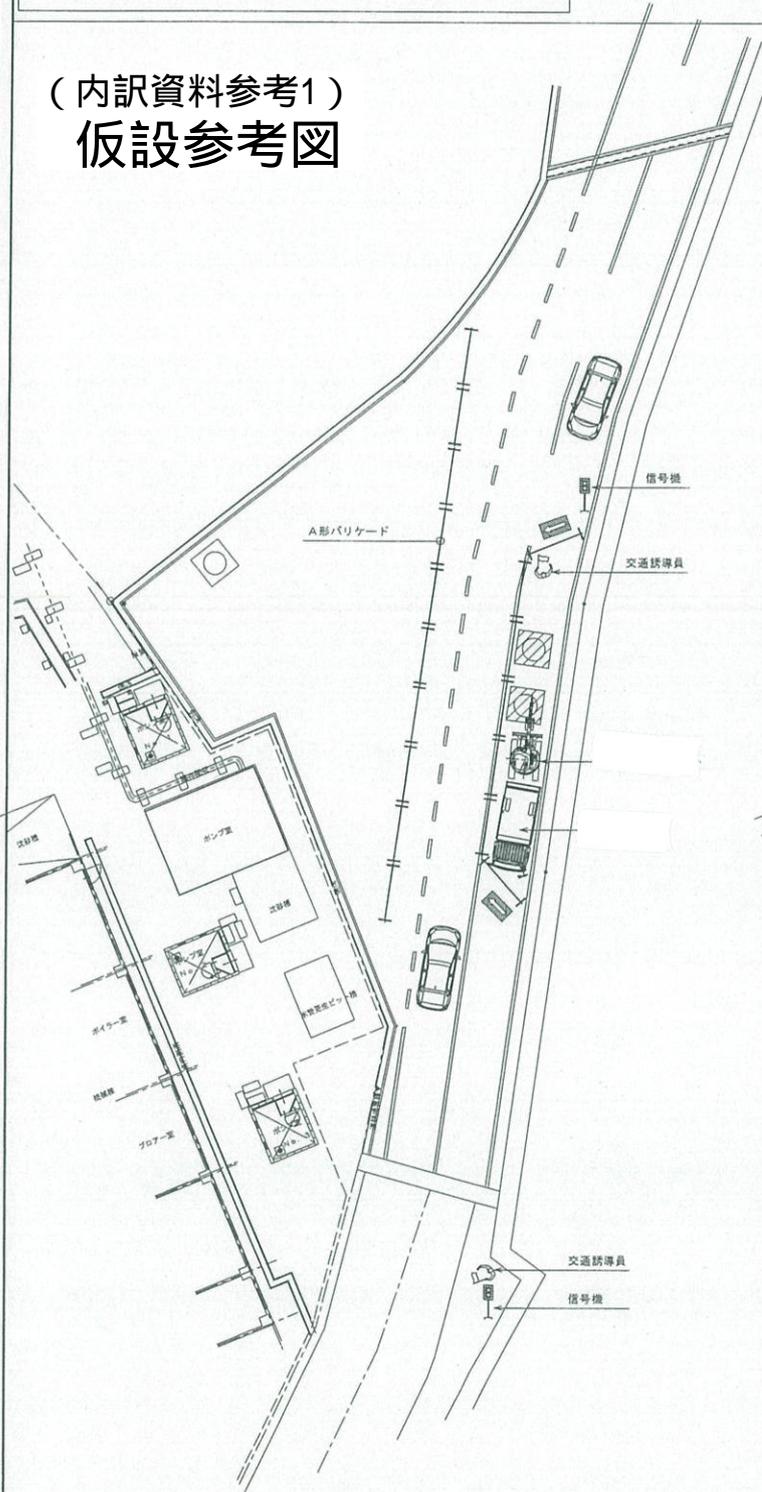
特記事項

1. 工事に伴い周辺道路及び周辺建築物に被害を与えた場合は、速やかに監督員へ報告するとともに、請負者の責任に於いて復旧する事。
2. 道路使用（警察署）、道路占用（湯梨浜町）申請書を提出の事

特記事項

1. アスファルト舗装範囲は現地の状況に合わせて復旧を行うこと
2. 区画線の復旧も同様とする（融解式、手動、15cm-10m程度）

(内訳資料参考1)
仮設参考図



町道部 仮設図 (1) S=1/200

附記

設計年月日

H29. 7.